



2025年2月20日

各位

会社名 株式会社ワンキャリア
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 宮下 尚之
(コード番号：4377 東証グロース)
問合せ先 執行役員CFO 木村 智明
(TEL. 03-6416-4088)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、2025年3月26日開催予定の第10回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）及び第39条（剰余金の配当の基準日）第2項を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第40条（中間配当）を削除して、これらに伴う条数の調整を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月26日（水曜日）（予定）
定款変更の効力発生日 2025年3月26日（水曜日）（予定）

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
<p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第8条～第38条 (条文省略)</u> (新設)</p>	<p><u>第7条～第37条 (現行どおり)</u> <u>第38条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第39条 (剰余金の配当の基準日) (条文省略) (新設)</p>	<p>第39条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり) <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p>
<p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p><u>第40条 (中間配当)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第41条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第40条 (現行どおり)</u></p>